

柏崎市役所庁舎自動販売機設置に係る 行政財産目的外使用一般競争入札実施要項

1 趣旨

この要綱は、柏崎市が実施する「柏崎市役所庁舎自動販売機設置に係る行政財産目的外使用一般競争入札」に際して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 施設名称等

ア 施設名称

柏崎市役所庁舎

イ 所在地

柏崎市日石町２番１号

(2) 開庁日及び時間帯

ア 窓口及び各執務室

新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第３１号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

※月曜日及び土曜日については、一部の部署（市民課等）において、次のとおり窓口延長を実施する。

月曜日：午後７時まで

土曜日：午前８時３０分から正午まで

イ １階市民ロビー及び多目的室

通年で午前８時から午後８時まで開放

(3) 職員数

約６００人

(4) 年間来庁者数

約７０,０００人（開庁日１人当たり約２９０人）

3 設置条件等

別紙「柏崎市役所庁舎自動販売機設置仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり

4 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

- (2) 入札参加申込書提出日及び開札の実施日において、令和7（2025）・令和8（2026）年度柏崎市入札参加資格者名簿のうち、営業種目「114-099その他の業務委託」に登録されている県内本店又は支店であること。また、柏崎市入札参加資格業者の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札参加申込書提出期限の日から行政財産目的外使用許可申請の日までの間に、柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員であると認められる者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- キ 法人であって、その役員の中にウからオまでのいずれかに該当する者がいるもの
- (7) 令和4（2022）年度以降に、地方公共団体の公共施設等において、自ら管理及び運営等を行う3年以上の実績が2件以上あること。

5 実施要項等に係る質問の受付及び回答

- (1) 質問書の提出
- ア 提出期限
令和7（2025）年10月10日（金）午後5時15分まで
- イ 提出方法
電子メール（電子メール以外の方法は、受け付けない）
- ウ 提出場所
「10 担当部署及び問合せ先」のとおり

エ 提出書類

別記第 5 号様式「質問書」

オ 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

(ア) 本実施要項等及び本事業実施に係る内容以外のもの

(イ) 上記ア、イを遵守しないもの

(2) 質問書に対する回答

令和 7（2025）年 10 月 15 日（水）午後 5 時 15 分までに、全質問及び回答をとりまとめた上で、ホームページに掲載する。また、質問者名（事業者名）は、公表しない。

なお、事業者選定に公平性を保てないと判断した内容については、回答しない。

6 入札参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和 7（2025）年 10 月 23 日（木）午後 5 時 15 分まで（必着）

(2) 提出書類

ア 別記第 1 号様式「入札参加申込書」

イ 別記第 2 号様式「誓約書」

ウ 別記第 3 号様式「入札書」

エ 別記第 4 号様式「業務実績書」

オ 会社の概要が分かるパンフレット

※パンフレットがない場合は、別記第 1 号様式 入札参加申込書の「会社概要」に記載すること。

(3) 提出方法

ア 郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

イ 入札書を内封筒に入れて封かんし、表側に「件名」及び「入札書在中」と朱書きするものとし、「開札日」及び「商号又は名称」を記載するものとする。

ウ イの郵送用の外封筒は、宛名を当該入札執行課名とし、表側に「入札参加申込書等在中」と朱書きするものとし、表側又は裏側に「開札日」及び「住所、商号又は名称」を記載して郵送しなければならない。

エ 1 通の内封筒に、2 枚以上の入札書を封かんしてはならない。

※別紙「封筒記入例」を参照すること。

(4) 提出場所

「10 担当部署及び問合せ先」のとおり

(5) その他

ア この入札に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

イ 当市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

7 入札方法等

(1) 入札書の記載方法

- ア 入札書は、別記第3号様式「入札書」によるものとする。
- イ 落札決定については、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とする。
- ウ 入札書に記載する金額は、仕様書「2 条件 (3) 使用料等 ウ 設置対価料」に係る当市への支払総額の110分の100に相当する金額を枠内に円単位で記載すること。（消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税者であるかを問わず。）また、下段に積算内訳として各区分の支払額を記載すること。
- エ 入札書に記載する日付は、開札年月日（令和7（2025）年10月24日）とすること。
- オ 入札に当たっては、非公開の最低落札価格が設定されている。
- カ 行政財産使用料等については別途徴収するため、入札金額に含めないこと。

(2) 入札保証金

入札保証金は、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第157条第2号により免除する。

(3) その他

- ア 提出された入札書は、理由のいかんを問わず、書換え、引換え及び撤回することはできない。
- イ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行わないこと。
- ウ 入札を公平に執行できないおそれがある等特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- エ 入札書に記載する金額は、桁ずれ等誤りのないようにすること。
※金額を訂正した入札については、無効となる。

8 落札者の決定方法及び手続等

(1) 入札及び開札の方法等

- ア 入札及び開札は、設置自動販売機別に行うこととし、先に行った入札において落札した参加者は、次に行う入札では辞退扱いとする（「一抜け方式」）。
- イ 落札者の決定後、落札者名を市ホームページで公表する。

(2) 決定方法等

- ア 提出された書類の審査を行い、「4 参加資格要件」に定める資格をいずれも満たしている者を選定対象者とする。
- イ 選定対象者のうち、当市が定めた最低落札価格以上で、かつ、最高価格で有効な入札をした者を落札者とする。

なお、最高価格で同価の入札をした者が2者以上ある場合は、抽選により落札者

を選定する。抽選方法は、くじ番号による自動決定方法とする。詳細は、別紙「くじ番号による抽選方法について」を参照すること。

ウ 開札は、令和7（2025）年10月24日（金）午前10時から、柏崎市総合企画部総務課において行う。開札後、落札者のみに結果を通知する。

エ 落札者の決定後、ホームページにて落札者名を公表する。

(2) 行政財産目的外使用許可に係る手続等

ア 落札者は、当市が定める期日までに行政財産目的外使用許可に係る手続を確認の上、申請手続を行うものとする。

イ 申請手続に係る費用は、全て落札者の負担とする。

ウ 申請手続は、入札に参加の申込みをした者の名義で行う。

(3) 設置対価料及び行政財産使用料等の納付

設置対価料及び行政財産使用料等の納付については、毎年度当市が指定する納入通知書により、当市が指定する期限までに納付するものとする。

(4) 設置事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定の取消しをする場合がある。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産目的外使用許可に係る手続に応じなかった場合

イ 設置事業者に決定した者が入札者の資格を喪失した場合

ウ 仕様書の記載内容等に適合しないことが判明した場合

9 スケジュール

内容	期間
公告	令和7（2025）年10月3日（金）
質問書の提出	令和7（2025）年10月10日（金）午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和7（2025）年10月15日（水）午後5時15分まで
入札参加申込書等の提出	令和7（2025）年10月23日（木）午後5時15分まで
開札	令和7（2025）年10月24日（金）午前10時00分から

10 担当部署及び問合せ先

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市総合企画部総務課総務係

電 話：0257-21-2330（直通）

FAX：0257-22-5904

メールアドレス：somu-somu@city.kashiwazaki.lg.jp